

# 施術所休止・廃止・再開届

概要説明	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第2項に基づき、施術所を休止、廃止、若しくは再開する場合に行う届出書です。
提出書類	<p>1 施術所休止廃止再開届（様式第3号） 以下、再開の場合</p> <p>2 施術者の資格免許証の写し（原本確認）</p> <p>3 施術者の顔写真付きの身分証明書の写し（本人確認）</p> <p>それぞれ2部（押印は不要です） （保健所の受付印を押印した物を1部お返しします）</p>
受付期間	発生日～発生效后10日以内
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 （〒750-8521 下関市南部町1番1号） TEL; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376
手数料	—
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休止の期間は最大1年までです。</li> <li>・ 再開時は施術者の資格免許証の原本確認を実施しますので、届出時に全員分お持ちください。</li> <li>・ 再開時は施術者の本人確認を実施しますので、届出時に顔写真付きの身分証明書をお持ちの上、全員ご来庁ください。</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 療養費の受領委任については、中国四国厚生局山口事務所(083-902-3171)へご相談ください。</li> <li>・ 福祉あん摩・マッサージ・指圧施術費の助成及び福祉はり・きゅう施術費（国民健康保険加入者を除く）の助成については、長寿支援課支援係(083-231-1340)へご相談ください。</li> <li>・ 国民健康保険加入者へのはり・きゅう施術費の助成については保険年金課給付係(083-231-1668)へご相談ください。</li> </ul>